

とき ひがしくるめししゃかいふくしきょうぎかい つぎ てつだ
そんな時、東久留米市社会福祉協議会では、次のようなサービスでみなさんのお手伝いをしています。

ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業

ちいきふくしけんりようごじぎょう ふくし りよう りようりよう しはら かた えんじよ
地域福祉権利擁護事業は、福祉サービスの利用や利用料のお支払いなどを、ひとりでするのがむづかしい方を援助するものです。

具体的には…

- ◎福祉サービスの利用手続き・利用料の支払い等をお手伝いします。
- ◎福祉サービスについての苦情解決制度の利用手続きをお手伝いします。
- ◎毎月の生活費の管理・公共料金・家賃の支払いなどをお手伝いします。利用料は1時間1,000円です。
 (通帳を社協が預かる場合は1時間2,500円です。)
- ◎通帳・土地の権利証など、大切な書類を金融機関の貸し金庫で、お預かりします。利用料は、1ヵ月1,000円です。



でんわ れんらくくだ
 まずはお電話でご連絡下さい。

ひがしくるめししゃかいふくしきょうぎかい
 東久留米市社会福祉協議会の
 職員(専門員)が訪問し、
 あなたの困りごとや希望をうかがったり、
 サービスの内容などの質問にお答えします。

しえんけいかく
 「支援計画」で、
 実際に行う支援の内容を決めます。

りよう けいやく むす
 ご利用にあたり契約を結びます。

けいやくご せいかつしえんいん
 契約後は生活支援員が
 サービスの提供をいたします。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業

せいねんこうけんせいど りよう そうだん う
「成年後見制度」の利用について相談をお受けします。
 そうだんりよう むりよう
相談料は、無料です。

せいねんこうけんせいど
「成年後見制度」とは…

はんだんのうりよく ふじゅうぶん ばあい ほうてき けんり あた こうけいにとう か ざいさんかんり
**判断能力が不十分な場合、法的な権利を与えられた後見人等が、あなたに代わって財産管理や
 身上監護を行い、安心して生活できるように支援するしくみです。**
 いま げんき しょうらい しんばい かた にんいこうけんせいど りよう
「今は元気! でも、将来が心配」という方は、「任意後見制度」が利用できます。

むりようほうりつそうだん 無料法律相談

そうだんないよう
相談内容

- ◎遺言・相続・贈与
- ◎財産分与
- ◎成年後見制度・任意後見制度
- ◎権利侵害
- ◎身上監護
- ◎その他権利擁護に関すること

りよう かた
利用できる方

- ◎市内在住で、
- ①65歳以上の高齢者
- ②愛の手帳・精神保健福祉手帳所持者
- ③①②の親族及び関係者など。

りようほうほう
利用方法

- ◎電話で事前に
 予約していただきます。